# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2026年11月13日 |
| 【会社名】 | GMOペパボ株式会社 |
| 【英訳名】 | GMO Pepabo,Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 佐藤 健太郎 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都渋谷区桜丘町26番１号 |
| 【電話番号】 | 03-5456-2622（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役 杉野 由紀夫 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都渋谷区桜丘町26番１号 |
| 【電話番号】 | 03-5456-2622（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役 杉野 由紀夫 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町２番１号） |

## 1【提出理由】

当社は、2026年11月13日開催の取締役会において、2027年１月19日開催予定の当社臨時株主総会における承認等の所定の手続を経た上で、2027年４月１日（予定）を効力発生日とする当社の単独株式移転（以下「本株式移転」といいます。）により、持株会社である「GMO AIコマースホールディングス株式会社」（以下「持株会社」といいます。）を設立し、持株会社体制へ移行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号の３の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

### １．持株会社体制への移行の背景および目的

当社および当社の連結子会社（以下、総称して「当社連結企業集団」といいます。）は、「もっとおもしろくできる」を企業理念に掲げ、個人および中小事業者の表現活動・経済活動を支えるドメイン・レンタルサーバー（ホスティング）事業、EC支援事業、ハンドメイド事業等のインターネットサービスを提供してまいりました。

近年、生成AIの急速な普及をはじめとして、当社連結企業集団を取り巻く事業環境はかつてない速度で変化しております。特にコマース領域においては、AIを活用した商取引の自動化・高度化が急速に進展しており、こうした環境変化を成長機会として捉え、持続的な成長を実現するためには、当社連結企業集団全体の経営戦略機能と各事業の執行機能を分離し、経営資源の配分をより機動的に行うことができる経営体制を構築することが不可欠であると考えるに至りました。

かかる認識のもと、当社は持株会社体制へ移行することにより、以下の実現を企図しております。

（１）当社連結企業集団の経営戦略機能強化：持株会社が当社連結企業集団の経営戦略の立案および経営資源の最適配分に専念することで、環境変化に対応した機動的な経営を実現します。

（２）各事業における意思決定の迅速化と自律的な成長：各事業会社への権限委譲を進め、事業特性に応じた迅速な意思決定と責任の明確化を図ります。

（３）事業ポートフォリオの機動的な拡大：コマースおよびその周辺領域を中心に、当社連結企業集団内外の経営資源の結集、業務提携等による事業ポートフォリオの拡大を機動的に行うことができる体制を構築します。後記「６．持株会社によるGMOメイクショップの完全子会社化に向けた協議について」に記載する本統合は、国内を代表するECプラットフォームグループの創出に向けた、その第一歩となるものです。

（４）当社連結企業集団のガバナンス強化：当社連結企業集団の経営管理と事業執行の分離により、監督と執行の役割を明確化し、ガバナンスの一層の強化を図ります。

また、持株会社の商号は「GMO AIコマースホールディングス株式会社」とする予定です。これは、AI技術の徹底活用により、個人から企業まであらゆる事業者の商取引を支えるサービス群を連結企業集団の中核と位置づけ、その持続的な拡大を図るという当社連結企業集団の経営の方向性を示すものです。

なお、ドメイン・レンタルサーバー（ホスティング）事業は、事業者がインターネット上で活動するための基盤を提供するものであり、商取引を支える当社連結企業集団の事業の土台として、引き続き中核的な事業と位置づけております。持株会社体制への移行後も、ドメイン・レンタルサーバー（ホスティング）事業およびAI関連サービスを含む既存の各事業は継続し、AI技術の活用によりその価値の一層の向上を図ってまいります。

### ２．本株式移転の方法、本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）、その他の株式移転計画の内容

#### （１）本株式移転の方法

当社を株式移転完全子会社、新たに設立する持株会社を株式移転設立完全親会社とする単独株式移転です。

#### （２）本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

| 会社名 | GMO AIコマース<br>ホールディングス株式会社<br>（株式移転設立完全親会社） | GMOペパボ株式会社<br>（株式移転完全子会社） |
|---|---|---|
| 株式移転比率 | 1 | 1 |

① 株式移転比率

本株式移転が効力を生ずる時点の直前時における当社の株主の皆様に対し、その保有する当社の普通株式１株に

つき、設立する持株会社の普通株式１株を割当交付いたします。

② 単元株式数

持株会社は単元株制度を採用し、１単元の株式数は100株とする予定です。

③ 本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式5,158,851株（予定）

当社の発行済株式総数（5,468,700株）に基づき算出しておりますが、効力発生日までに当社の発行済株式総数が変動した場合には、持株会社が交付する上記新株式数も変動いたします。

なお、当社は、本株式移転により持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時までに当社が保有することとなる自己株式（本株式移転に際して会社法第806条第１項に定める株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。）の全部を直前時において消却する予定であるため、当社の2026年９月30日時点における自己株式数（309,849株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

また、当社の株主の皆様から株式買取請求権の行使がなされた場合等、自己株式数が変動した場合は、持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

（３）本株式移転に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権および新株予約権付社債を発行しておりません。

（４）持株会社の配当方針等

当社は、連結配当性向65%以上または株主資本配当率（DOE）10%以上のいずれか高い方を配当額として、株主の皆様に還元することを配当の基本方針としております。持株会社においても、当該方針を引き継ぐ予定です。

（５）本株式移転の日程

| | |
|---|---|
| 取締役会決議日（株式移転計画の作成） | 2026年11月13日 |
| 臨時株主総会基準日設定公告日 | 2026年11月14日（予定） |
| 臨時株主総会基準日 | 2026年12月１日（予定） |
| 株式移転計画承認に係る臨時株主総会 | 2027年１月19日（予定） |
| 東京証券取引所への上場申請日 | 2027年２月１日（予定） |
| 当社普通株式の上場廃止日 | 2027年３月30日（予定） |
| 持株会社の設立登記日（効力発生日） | 2027年４月１日（予定） |
| 持株会社の株式上場日 | 2027年４月１日（予定） |

（注）上記日程は現時点における予定であり、本株式移転に係る手続の進行、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における上場審査その他の事由により、変更となる可能性があります。日程に変更が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

（６）その他の株式移転計画の内容

その他の株式移転計画の内容は、別添「株式移転計画書（写）」に記載のとおりです。

３．株式移転に係る割当の内容の算定根拠

（１）株式移転比率の算定根拠

本株式移転は、当社単独の株式移転によって完全親会社１社を設立するものであり、本株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様に不利益や混乱を与えないことを第一義として、株主の皆様が保有する当社の普通株式１株に対して持株会社の普通株式１株を割り当てることといたしました。

（２）第三者算定機関による算定結果、算定方法および算定根拠

上記（１）の理由により、第三者算定機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

**４．持株会社の上場申請に関する事項**

当社は、新たに設立する持株会社の株式について、東京証券取引所スタンダード市場への新規上場を申請する予定です。上場日は、本株式移転の効力発生日である2027年４月１日を予定しております。また、当社は、本株式移転により持株会社の完全子会社となるため、持株会社の上場に先立ち、2027年３月30日（予定）をもって東京証券取引所スタンダード市場において上場廃止となる予定です。

なお、持株会社の上場は東京証券取引所の審査の結果によるものであり、上場日その他の日程は変更となる可能性があります。

**５．本株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容**

| | |
|---|---|
| （１）商号 | GMO AIコマースホールディングス株式会社（GMO AI Commerce Holdings, Inc.） |
| （２）所在地 | 東京都渋谷区桜丘町26番１号　セルリアンタワー |
| （３）代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長　佐藤　健太郎 |
| （４）事業内容 | 連結企業集団の経営管理およびこれに附帯又は関連する業務 |
| （５）資本金 | 100百万円（予定） |
| （６）設立年月日 | 2027年４月１日（予定） |
| （７）決算期 | 12月31日 |
| （８）純資産・総資産 | 現時点では確定しておりません。 |

**６．持株会社によるGMOメイクショップの完全子会社化に向けた協議について**

当社は、2026年11月13日開催の取締役会において、持株会社体制への移行後の組織再編の一環として、本株式移転による持株会社の設立後、持株会社を株式交換完全親会社、当社の親会社であるGMOインターネットグループ株式会社（以下「GMOインターネットグループ」といいます。）の子会社であるGMOメイクショップ株式会社（以下「GMOメイクショップ」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）により、GMOメイクショップを持株会社の完全子会社とすること（以下「本統合」といいます。）に向けてGMOインターネットグループおよびGMOメイクショップとの間で協議を開始することを決議いたしました。

**（１）本統合の背景および目的**

GMOメイクショップは、EC構築プラットフォーム「makeshop byGMO」を中堅・大規模事業者向けに提供しております。一方、当社は、「カラーミーショップ」等を通じて、個人・中小事業者向けを中心とするEC支援事業を展開しております。

両社の事業は、対象とする事業者の規模において相互に補完関係にあり、これらを持株会社のもとに結集することにより、個人から大規模事業者までのあらゆる事業者の商取引を一気通貫で支援する国内を代表するECプラットフォームグループを創出し、AI活用による商品・機能開発、営業・マーケティングおよびシステム基盤の共通化、物流等の周辺領域との連携等のシナジーを実現することが可能になると考えております。

当社、GMOインターネットグループおよびGMOメイクショップは、本統合が、当社連結企業集団の持続的な成長と企業価値の向上に資するとともに、AI時代におけるコマース領域のリーディングカンパニーの実現に向けた重要な一歩となるものと考えており、本統合に向けた協議を開始することを決定いたしました。

**（２）本統合の形態**

本統合は、本株式移転による持株会社の設立後、持株会社を株式交換完全親会社、GMOメイクショップを株式交換完全子会社とする本株式交換により、GMOメイクショップ株式の全部を持株会社が取得することを予定しております。

本株式交換の対価としては、持株会社の普通株式もしくは議決権を有しない種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）またはその双方を交付することを想定しております。ただし、本株式交換の対価の種類（普通株式および

A種種類株式の割合を含みます。）、内容および割当ての内容（株式交換比率）、A種種類株式の内容、実施時期その他の条件については現時点で未定であり、今後、３社間の協議並びに後記「６．持株会社によるGMOメイクショップの完全子会社化に向けた協議について（４）本統合に関する公正性担保措置および利益相反回避措置」に記載する手続を経て決定次第、速やかにお知らせいたします。

上記は現時点における方針であり、今後の協議・検討の結果によっては、本統合の形態又は内容が変更となる場合や、本統合を実施しないという結論に至る可能性があります。

（３）本統合後の持株会社株式の上場に関する事項

本統合は、持株会社の普通株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることを前提として、その上場を維持したうえで実施することを想定しております。当社およびGMOインターネットグループは、本統合の対価の設計を含む持株会社の資本政策について、スタンダード市場の上場維持基準（流通株式比率を含みます。）への継続的な適合に十分配慮して検討を進める方針であり、本株式交換の対価として議決権を有しないA種種類株式を交付することを想定しているのは、この方針に基づくものです。

（４）本統合に関する公正性担保措置および利益相反回避措置

GMOインターネットグループは、本日現在、当社普通株式の58.76%を所有する当社の支配株主であり、本株式移転の効力発生後は持株会社の支配株主となる予定です。また、GMOメイクショップはGMOインターネットグループの子会社であり、持株会社とGMOメイクショップとの間の株式交換により、GMOインターネットグループ等が保有するGMOメイクショップ株式の全部を持株会社が取得する本統合は、持株会社にとって、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める「支配株主との取引等」に該当する見込みです。そこで、当社は、本統合の公正性を担保し、支配株主と一般株主との間の利益相反を回避するため、以下の措置を講じております（今後講じる予定の措置を含みます。）。

①　特別委員会の設置および意見の取得

当社は、本統合に関する検討を開始するに際し、GMOメイクショップはGMOインターネットグループの子会社であり、また、GMOインターネットグループは本株式移転により持株会社の親会社となる予定であることから、本統合については、GMOインターネットグループと持株会社又は持株会社の少数株主との間に構造的な利益相反および情報の非対称性の問題が類型的に存すること、他方で、本統合の直接の当事者となる持株会社は現時点で未設立であり、持株会社において特別委員会を設置することができないこと等に鑑み、本株式移転により持株会社の少数株主となる予定である当社の少数株主の利益を確保するため、2026年９月24日開催の当社取締役会の決議により、当社およびGMOインターネットグループ並びに本統合の成否から独立した当社の独立社外取締役（監査等委員）である宍戸一樹氏、雨宮雄一氏および山内真理氏の合計３名から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置し、持株会社の設立後における持株会社の取締役会による本統合に係る意思決定に先立つ事前検討として、本特別委員会に対し、（ⅰ）本統合の目的の正当性・妥当性（本統合が持株会社の企業価値の向上に資するかを含みます。）、（ⅱ）本統合の取引条件（株式交換比率を含みます。）の公正性・妥当性、（ⅲ）本統合の手続の公正性、（ⅳ）上記（ⅰ）から（ⅲ）その他の事項を踏まえ、本統合を行うことが持株会社の少数株主にとって不利益でないか、並びに（ⅴ）その他当社取締役会が本統合の検討に当たって適宜検討を委嘱する事項（以下、総称して「本委嘱事項」といいます。）について検討することを委嘱いたしました。なお、本委嘱事項の範囲内において細目を定める必要が生じた場合には、その内容は本特別委員会の委員長に一任しております。

本特別委員会は、持株会社の設立後に持株会社の取締役会の決議により設置される予定の特別委員会（本特別委員会と同一の委員で構成することを想定しております。以下「持株会社特別委員会」といいます。）による検討に先立ち、本統合に係る事前の検討を行う機関として位置付けられております。持株会社特別委員会は、本特別委員会における検討内容および検討結果を踏まえて審議し、持株会社の取締役会に対して答申を行うことを想定しております。

また、当社は、2026年９月24日開催の当社取締役会において、本特別委員会に対し、（ａ）当社がGMOインターネットグループとの間で行う交渉の過程に実質的に関与する権限（必要に応じて、GMOインターネットグループとの交渉方針に関して指示又は要請を行うこと、および自らGMOインターネットグループと交渉を行うことを含みます。）、（ｂ）本統合に関して、必要に応じて、本特別委員会が自らの財務もしくは法務等のアドバイザーを選任し（この場合の費用は当社が負担します。）、又は当社が選任するアドバイザーを指名もしくは承認（事後承認を含みます。）し、専門的助言を求める権限、並びに（ｃ）当社の役職員に対して、本特別委員会への出席を要求し、又は本委嘱事項の検討および判断に必要な情報の提供を要求する権限を付与しております。

本特別委員会は、その設置日である2026年９月24日から本日までの間に会合を２回開催したほか、電子メール等を通じて審議を行い、当社並びに当社のフィナンシャル・アドバイザーおよびリーガル・アドバイザーから、本株式移

転および本統合のスキーム、上場維持基準に関する整理、GMOインターネットグループとの間で合意することを検討している事項等について説明を受け、質疑応答を行ったうえで、2026年11月12日開催の本特別委員会において、以下の内容を含む意見（以下「本意見」といいます。）を決定し、本日開催の当社取締役会においてこれを述べております。

（ア）　本統合に向けた協議を開始すること、および、かかる協議においてGMOインターネットグループとの間で持株会社普通株式の上場維持への協力に関する合意を行うことを検討する方針は、当社の少数株主の利益に配慮したものと認められること。

（イ）　本統合の条件（A種種類株式の内容を含む。）については、現時点で未定であるため本意見の対象とせず、本統合の条件の決定に先立ち、持株会社特別委員会において、本特別委員会における検討内容および検討結果を踏まえ、改めて検討のうえ答申が行われる予定であること。

（ウ）　以上を踏まえ、当社取締役会が本統合に向けた協議を開始する旨を決定することは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられること。

当社取締役会は、本意見の内容を最大限尊重したうえで、本日の決議を行っております。持株会社は、本統合の条件の決定に先立ち、持株会社特別委員会を設置し、持株会社特別委員会に対して本委嘱事項と同一の事項を諮問し、答申書を取得する予定です。

② GMOインターネットグループから独立した第三者算定機関による株式価値の算定（必要に応じて、公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）の取得を含みます。）を、本統合の条件の決定に先立ち行うこと。

③ GMOインターネットグループから独立したフィナンシャル・アドバイザー（G-FAS株式会社）およびリーガル・アドバイザー（岩田合同法律事務所）を選任し、その助言を得ていること。

④ GMOインターネットグループの役職員を兼務する当社取締役会長 熊谷 正寿は、本日の当社取締役会における本統合に関する審議および決議に参加しておらず、今後も持株会社の取締役会における本統合に関する審議および決議に参加しない予定であること。

また、本統合の実施を決定する際には、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき、支配株主との取引等に関する事項（少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況、公正性担保措置および利益相反回避措置の内容、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要等）を開示いたします。

（５）GMOインターネットグループとの合意に関する事項

当社およびGMOインターネットグループは、本統合の実施に当たり、持株会社普通株式の東京証券取引所スタンダード市場における上場が本統合後も維持されるよう、GMOインターネットグループが株主として可能な範囲で必要な措置を持株会社と協議のうえ講じること、および持株会社普通株式の上場の維持に支障を及ぼす行為又はその決定を持株会社に要請しないこと等を内容とする覚書その他の合意書面を、GMOインターネットグループと持株会社との間で締結することを検討しております。これらの合意は、持株会社普通株式の流通株式比率を維持し、持株会社の資本政策の柔軟性および経営の自主性を確保することを目的とするものです。

上記の合意書面の締結は、前記「６．持株会社によるGMOメイクショップの完全子会社化に向けた協議について（４）本統合に関する公正性担保措置および利益相反回避措置」に記載する手続を経て持株会社の取締役会において決定する予定であり、その内容は決定次第速やかにお知らせいたします。

（６）本統合の日程

当社、GMOインターネットグループおよびGMOメイクショップは、本株式移転による持株会社の設立後、前記「６．持株会社によるGMOメイクショップの完全子会社化に向けた協議について（４）本統合に関する公正性担保措置および利益相反回避措置」の手続を経て、持株会社の取締役会において株式交換契約の締結を決議し、持株会社の株主総会の承認その他所要の手続を経たうえで、本統合の効力を発生させることを目指して協議を進めてまいります。ただし、今後の協議・検討の結果次第では、上記予定が変更となる可能性があります。本統合の具体的な内容および時期につきましては決定次第お知らせします。

以上

別添

**株式移転計画書（写）**

GMOペパボ株式会社（以下「甲」という。）は、株式移転により完全親会社たるGMO AIコマースホールディングス株式会社（以下「乙」という。）を設立すること（以下「本件株式移転」という。）に関し、以下のとおり、株式移転計画書（以下「本件株式移転計画」という。）を作成する。

**第１条（乙の定款記載事項）**

**１．乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次のとおりとする。**

**（１）目的**

**別紙「定款」（以下「別紙定款」という。）第３条記載のとおり。**

**（２）商号**

GMO AIコマースホールディングス株式会社

**（３）本店の所在地**

**東京都渋谷区**

**（４）発行可能株式総数**

**5,158,900株**

**２．前項に掲げるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙定款記載のとおりとする。**

**第２条（乙の設立時取締役及び設立時会計監査人の氏名又は名称）**

**１．設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）は、次の者とする。**

**（１）佐藤　健太郎**

**（２）熊谷　正寿**

**（３）星　隼人**

**（４）栗林　健太郎**

**（５）田中　真穂（野上　真穂）**

**（６）杉野　由紀夫**

**２．設立時監査等委員である設立時取締役は、次の者とする。**

**（１）津久井　明日香（藁科　明日香）**

**（２）宍戸　一樹（社外取締役）**

**（３）雨宮　雄一（社外取締役）**

**（４）山内　真理（社外取締役）**

**３．設立時会計監査人は、次のとおりとする。**

**ＥＹ新日本有限責任監査法人**

**第３条（本件株式移転に際して交付する株式及びその割当て）**

**１．乙は、本件株式移転に際して、本件株式移転により乙が甲の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲の株主に対し、その所有する甲の普通株式に代わり、基準時における甲の発行済株式の総数に１を乗じて得た数の合計に相当する数の乙の普通株式を交付する。**

**２．乙は、本件株式移転に際して、基準時における甲の株主に対し、その所有する甲の普通株式１株につき、乙の普通株式１株の割合をもって割り当てる。**

**第４条（乙の資本金及び準備金の額）**

**乙の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。**

**（１）資本金**

**100,000,000円**

**（２）資本準備金**

**０円**

**（３）利益準備金**

**０円**

**（４）その他資本剰余金**

**会社計算規則第52条第１項に定める株主資本変動額から、前各号に定める額の合計額を減じて得た額**

**第５条（乙の成立の日）**

**乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、2027年４月１日とする。ただし、本件株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲の取締役会の決議により、これを変更することができる。**

**第６条（株式移転計画承認株主総会）**

**甲は、2027年１月19日に臨時株主総会を開催し、本件株式移転計画の承認及び本件株式移転に必要な事項に関する決議を求める。ただし、本件株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲の取締役会の決議により、当該株主総会の開催日を変更することができる。**

**第７条（本件株式移転の変更、中止）**

**本件株式移転計画の作成の日から乙の成立の日までの間に、天災地変、経済の激変、その他の事情により、甲の資産又は経営状態に重要な変動が生じた時には、甲は、取締役会の決議により、本件株式移転の条件その他本件株式移転計画の内容を変更し、又は本件株式移転を中止することができる。**

**第８条（自己株式の消却）**

**甲は、乙の成立の日の前日までに開催する甲の取締役会の決議により、基準時までに甲が保有することとなる自己株式（本件株式移転に際して会社法第806条第１項に定める株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を、基準時において消却するものとする。**

**第９条（株式の上場）**

**乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所スタンダード市場への上場を予定する。**

**第10条（株主名簿管理人）**

**乙の設立時における株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。**

**第11条（本件株式移転計画の効力）**

**本件株式移転計画は、第６条に定める甲の株主総会において本件株式移転計画の承認が得られなかった場合、又は本件株式移転に関し国内外の法令に定める関係官庁等の承認等が得られなかった場合には、その効力を失う。**

**第12条（本件株式移転計画に定めのない事項）**

**本件株式移転計画に定める事項のほか、本件株式移転に関して必要な事項は、本件株式移転の趣旨に従い、甲がこれを決定する。**

**2026年11月13日**

**甲　東京都渋谷区桜丘町26番１号**
**GMOペパボ株式会社**
**代表取締役社長　佐藤　健太郎**

別紙

定款

## 第１章　総則

**第１条（商号）**

当会社は、GMO AIコマースホールディングス株式会社と称し、英文ではGMO AI Commerce Holdings, Inc.と表示する。

**第２条（理念）**

１．当会社は「もっとおもしろくできる」を企業理念と定め、提供するサービス・製品のみならず企業活動そのものをユニークで楽しいものにすることを志す。
２．当会社は「人類のアウトプットを増やす」ことをミッションと定め、インターネットを通じて自己表現や自己実現が可能となるための環境を、多くの人に提供することを事業とする。
３．当会社は次の３つを企業文化形成のための価値観となる「大切にすること」として掲げる。
（１）みんなと仲良くすること
（２）ファンを増やすこと
（３）アウトプットすること
４．当会社は、GMOインターネットグループの一員として、グループの創業の精神としての「スピリットベンチャー宣言」を根幹とする「GMOイズム」に基づき、インターネットの“場”の提供に経営資源を集中し、「日本を代表する総合インターネットグループ」として、インターネットを豊かに楽しくし、新たなインターネットの文化・産業とお客様の「笑顔」「感動」を創造し、社会と人々に貢献する。

**第３条（目的）**

１．当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
（１）次に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理すること
ア　インターネットを利用した通信販売事業及び広告業務
イ　インターネットを利用した情報提供及び処理サービス事業
ウ　インターネットに関する経営コンサルティング及び販売支援事業
エ　インターネットに関する設備の販売、設置、運営及びメンテナンス業務
オ　コンピューターハード及びソフトウエア販売
カ　コンピューターゲーム、テレビゲームの企画・制作・開発及び販売
キ　コンピューター・インターネットに関する教育、研修、講演、セミナーの企画・運営
ク　販売促進に関する情報、資料の収集、企画及び販売
ケ　キャッチフレーズ、宣伝文句等の考案、及び商業デザインの企画・制作及び販売
コ　商業デザイン及び販売促進に関するコンサルティング
サ　市場調査、宣伝及び広告業務
シ　各種書籍及び雑誌の企画、編集、出版及び販売
ス　電子書籍、映像、音楽等のデジタルコンテンツの企画、制作、開発及び販
セ　食料品、化粧品、衣料品、アクセサリー、インテリア用品、日用雑貨品の輸入及び小売並びにこれらに対する支援
ソ　飲食店の経営
タ　ベンチャー企業に関する情報の収集及びこれに対する投資、支援
チ　ベンチャー企業に投資するファンドの運用、管理、投資の助言
ツ　各会社の起業における支援の調査、研究、コンサルティング
テ　各種イベント、展示会、キャンペーン等販売促進に関する行事の企画、立案、手数料の徴収、実施運営及び管理
ト　資金決済に関する法律に基づく前払式支払手段の発行及び資金移動業に関する業務
ナ　古物営業法に基づく古物営業

ニ　金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介
ヌ　情報セキュリティに関する情報処理サービスの企画・開発及び販売
ネ　情報セキュリティに関するコンサルティング
ノ　情報セキュリティに関するコンテンツの企画・制作及び販売
ハ　インターネットwebサイト及び雑誌等の企画、取材、執筆及び編集に関する業務の委託
ヒ　ハに掲げる各業務の仲介又は斡旋
フ　報酬等の受領代行
ヘ　売掛債権の保証・買取り
ホ　金融サービス仲介業及び電子決済等代行業
マ　アからホまでに附帯関連する一切の事業

（２）第１号で掲げる当該会社等に対する経営指導、経営管理及び経営コンサルティング
（３）第１号で掲げる当該会社等に対する資金の貸付け及び第１号で掲げる当該会社等の資金の管理
（４）上記各号に附帯関連する一切の事業
２．当会社は、前項第１号に掲げる事業を営むことができる。

第４条（本店の所在地）
当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第５条（公告の方法）
１．当会社の公告は、電子公告により行う。
２．やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第６条（機関）
当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会
（２）監査等委員会
（３）会計監査人

## 第２章　株式

第７条（自己株式の取得）
当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第８条（発行可能株式総数）
当会社の発行可能株式総数は、5,158,900株とする。

第９条（単元の株式数）
当会社の１単元の株式数は、100株とする。

第10条（単元未満株主の権利制限）
当会社の単元未満株式を有する株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利
（２）取得請求権付株式の取得を請求する権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利

第11条（株主名簿管理人）
１．当会社は、株主名簿管理人を置く。
２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

第12条（株式取扱規程）
株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する

取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第３章　株主総会

**第13条（招集の時期等）**

１．当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。

**第14条（定時株主総会の基準日）**

当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

**第15条（招集権者及び議長）**

１．株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

**第16条（電子提供措置等）**

１．当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

**第17条（決議の方法）**

１．株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第309条第２項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

**第18条（議決権の代理行使）**

１．株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主１名を代理人としてその議決権を行使することができる。

２．前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

**第19条（株主総会の議事録）**

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が記名押印又は電子署名を行い、当会社において10年間保存するものとする。

## 第４章　取締役及び取締役会

**第20条（取締役の員数）**

１．当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は11名以内とする。

２．当会社の監査等委員である取締役は４名以内とする。

**第21条（取締役の選任の方法）**

１．取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
３．取締役の選任決議は、累積投票によらない。
４．補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第22条（取締役の任期）
１．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
３．増員として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。
４．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第23条（代表取締役及び役付取締役）
１．当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
２．代表取締役は、当会社を代表し、業務を執行する。
３．取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長１名を選定するほか、必要に応じ、取締役会長１名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第24条（取締役会の招集権者及び議長）
１．取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。
２．取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第25条（取締役会の決議の方法及び取締役会規程）
１．取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２．取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第26条（取締役会の決議の省略）
当会社は取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該決議事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第27条（取締役会による事後承認の禁止）
１．取締役会において決議すべき事項についての取締役会決議は、当該事項の執行の後にこれを得ることを禁止する。
２．前項の規定にかかわらず、取締役会において決議すべき事項について、当該事項が緊急かつ重要なものであり、当該事項の執行に先んじて取締役会の決議を得るのでは当会社の経営に重大な影響を及ぼす場合に限り、取締役社長は、法令又は定款に違反しない範囲で、取締役会の決議に先んじて当該事項を執行する。
３．前項の場合には、取締役社長は、前項に定める執行後に開催される最初の取締役会において、当該執行の事実を報告し、当該執行について、議決に加わることができる取締役全員の賛成による決議を得なければならない。

第28条（取締役会の議事録）
取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、

出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第29条（取締役の報酬等）
取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第30条（取締役の責任免除）
１．当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができるものとする。
２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に規定する金額の合計額とする。

## 第５章　監査等委員会

第31条（監査等委員会の招集通知）
１．監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２．監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第32条（監査等委員会の決議方法）
監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第33条（監査等委員会の議事録）
監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員である取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第34条（監査等委員会規程）
監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第６章　会計監査人

第35条（選任）　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第36条（任期）
１．会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

## 第７章　計算

第37条（事業年度）
当会社の事業年度は、毎年１月１日から同年12月31日までの１年間とする。

第38条（剰余金の配当等の決定機関）
当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

**第39条（剰余金の配当の基準日）**

**１．当会社の剰余金の配当の基準日は、毎年３月31日、６月30日、９月30日、12月31日とする。**

**２．前項のほか、当会社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。**

**第40条（期末配当金等の除斥期間）**

**配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。また、未払配当財産には利息をつけないものとする。**

## 第８章　附則

**第１条（最初の事業年度）**

**第37条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から2027年12月31日までとする。**

**第２条（取締役の報酬等に関する経過措置）**

**１．第29条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの間の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内）とする。**

**２．第29条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの間の監査等委員である取締役の報酬等の額は、年額30,000千円以内とする。**

**第３条（設立時代表取締役）**

**当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。**

**設立時代表取締役　佐藤　健太郎**

**第４条（臨時株主総会等の基準日）**

**１．当会社は、2027年４月16日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、2027年６月30日までに開催する臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。**

**２．前項の規定は、同項の臨時株主総会と同日に開催する種類株主総会について準用する。**

**３．本条は、第１項の臨時株主総会の終結の時をもって削除する。**

**第５条（附則の削除）**

**本附則は、附則第４条を除き、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって削除する。**